

東広島市移動円滑化基本構想に係る交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、東広島市移動円滑化基本構想に即して、JR西条駅周辺重点整備地区、JR西高屋駅周辺重点整備地区及びJR八本松駅周辺重点整備地区の交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

第1 JR西条駅周辺重点整備地区

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）

(1) JR西条駅から市役所・西条警察署等までについての道路の区間

一般県道 西条停車場線

(2) JR西条駅から安芸西条郵便局等までについての道路の区間

ア 市道 栄町4号線

イ 市道 本町上寺家線

(3) JR西条駅から東広島市民文化センター・県立賀茂高等学校・ゆめタウン東広島等までについての道路の区間

市道 中央巡回線

2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR西条駅から市役所・西条警察署等までについての道路の区間

一般県道 西条停車場線

・実施事業内容 西条駅南口交差点に視覚障害者用付加装置設置
道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(2) JR西条駅から安芸西条郵便局等までについての道路の区間

ア 市道 栄町4号線

イ 市道 本町上寺家線

・実施事業内容 道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(3) JR西条駅から東広島市民文化センターを経て県立賀茂高等学校及びゆめタウン東広島等までについての道路の区間

市道 中央巡回線

・実施事業内容 西条岡町交差点に視覚障害者用付加装置設置
道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(4) 上記(1),(2),(3)の道路の区間

・実施事業内容 歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

・実施予定期間 随時

第2 JR西高屋駅周辺重点整備地区

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）

(1) JR西高屋駅から県立中高一貫校までについての道路の区間

ア 主要地方道 東広島本郷忠海線

イ 市道 中島7号線

(2) JR西高屋駅から市役所出張所・福祉センターまでについての道路の区間

ア 一般県道 西高屋停車場線

イ 市道 中島白市線

2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR西高屋駅から県立中高一貫校までについての道路の区間

ア 主要地方道 東広島本郷忠海線

イ 市道 中島7号線

・実施事業内容 道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(2) JR西高屋駅から市役所出張所・福祉センターまでについての道路の区間

一般県道 西高屋停車場線

・実施事業内容 道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(3) 上記(1),(2)の道路の区間

・実施事業内容 歩道上、横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り、違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

・実施予定期間 随時

第3 JR八本松駅周辺重点整備地区

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添図面のとおり）

(1) JR八本松駅から東広島市立美術館・松翠苑までについての道路の区間

主要地方道 馬木八本松線

(2) JR八本松駅から溝迫交差点までについての道路の区間

国道486号

2 前号の道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) JR八本松駅から東広島市立美術館・松翠苑までについての道路の区間

主要地方道 馬木八本松線

・実施事業内容 道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(2) JR八本松駅から溝迫交差点までについての道路の区間

国道486号

・実施事業内容 道路標識等の高輝度化

・事業予定期間 平成17年度から平成22年まで

(3) 上記(1),(2)の道路の区間

- ・実施事業内容 歩道上，横断歩道・バス停留所及びその付近等における違法駐車車両の指導取締り，違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施
- ・実施予定期間 随時

第4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

- 1 高齢者，身体障害者，地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては，高齢者・身体障害者関連団体の代表者、地域住民、その他道路利用者等の意見聴取に努める。
- 2 高齢者、身体障害者等への情報提供
音響信号機，歩行者青時間延長信号機については，その旨がわかるよう表示板を設置するとともに，押しボタンの位置をわかりやすいよう措置する。
- 3 関係機関との連携の強化
東広島市と定期的に事業の検討及び点検を行う。
- 4 周辺の交通規制等との整合性の確保
信号機の改良・高度化の整備に当たっては，周辺信号機との系統制御を確保する。
- 5 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項
違法駐車の実態の把握，広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して，重点的かつ計画的に実施する。